

岩手県告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営白山地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする換地を非農用地区域内に定めるべき土地として指定した。

平成24年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
				m ²
奥州市前沢区白山字北銭神	58番	畑	畑	495
〃	99番2	〃	〃	159
奥州市前沢区白山字宮内	192番1	〃	〃	346
奥州市前沢区白山字内舘	74番	田	田	500
奥州市前沢区白山字繁長	58番	畑	畑	380
奥州市前沢区白山字川前	37番1	田	田	329